

図書館協議会について

1. 図書館協議会の位置付けと役割

図書館法で公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされており、その役割は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされている。

2. 真庭市図書館協議会の組織及び任期

①委員は10人以内（互選により委員長、副委員長を各1人置く。）

学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、市民公募委員で構成。

②任期は2年間（R6.5.20～R7.5.19）

③協議会は、「図書館長会」、「図書館そだて会議」と関係を持ちながら運営する。

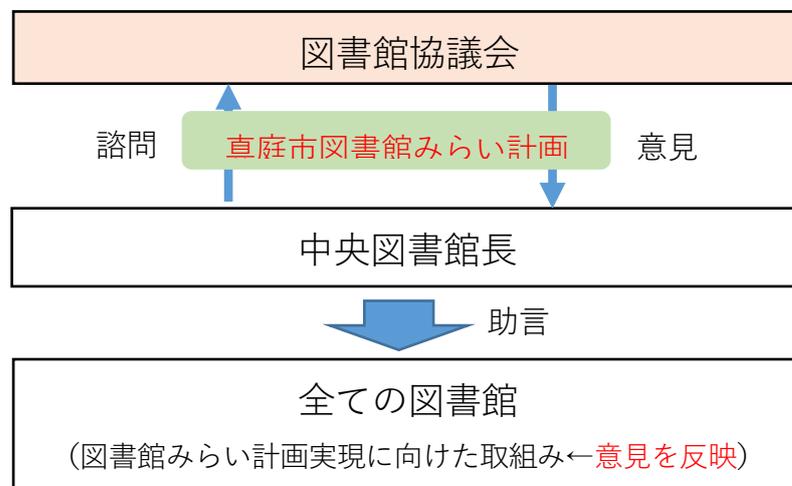
※ 別添 「真庭市立図書館・一年間のマネジメントサイクルについて」を参照

④会議は年2回開催

1回目 R6年8月30日 - 図書館みらい計画及び取組説明

2回目 R7年2月（予定） - R6年度の取組（中間報告）

※ R7年度第1回会議でR6年度の実績報告



3. 参考（根拠条文）

○図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

○真庭市立図書館条例

(図書館協議会)

第17条 法第14条の規定に基づき、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

○真庭市立図書館条例施行規則

(図書館協議会の委員長等)

第22条 条例第17条に定める図書館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(図書館協議会の会議)

第23条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。